

第1部 青森県人事行政の運営状況の概要

I 任用の状況

1 定数

(1) 職員数の状況

部門別職員数の状況及び前年度からの主な増減理由は、次のとおりです。

区 分		職員数 (人)			主 な 増 減 理 由
		R5. 4. 1 A	R6. 4. 1 B	増減 B-A	
一般行政部門	議 会	26	26	0	
	総務企画	750	785	35	国民スポーツ大会準備体制の強化など
	税 務	177	178	1	業務体制の強化など
	民 生	472	477	5	児童相談所体制の強化など
	衛 生	532	527	▲5	感染症対応業務体制の見直しなど
	労 働	95	84	▲11	組織改編による業務体制の見直しなど
	農林水産	1,018	1,002	▲16	組織改編による業務体制の見直しなど
	商 工	157	158	1	業務体制の強化など
	土 木	609	617	8	災害復旧関連の業務増対応など
	小 計	3,836	3,854	18	
特別行政部門	教 育	10,621	10,422	▲199	学級数の減少による業務減など
	警 察	2,684	2,661	▲23	警察官の欠員など
	小 計	13,305	13,083	▲222	
普通会計 計		17,141	16,937	▲204	
公営企業等会計部門	病 院	1,264	1,265	1	診療機能体制の強化など
	下水道	6	6	0	
	その他	33	32	▲1	業務体制の見直しなど
	小 計	1,303	1,303	0	
合 計		18,444	18,240	▲204	

(注) 職員数には、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員などを含む。

(2) 職員数の推移

①部門別（一般行政・教育・警察）の職員数の推移は、次のとおりです。

【一般行政部門】

対象・・・一般行政部門（教育、警察、病院及び公営企業を除く部門）

年度 人数（人）	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
職員数	3,841	3,849	3,800	3,806	3,805	3,802	3,859	3,875
前年との増減	19	8	▲49	6	▲1	▲3	57	16

※暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。

【教育部門】

対象・・・教育庁及び学校以外の教育機関

年度 人数（人）	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
職員数	473	472	460	464	464	480	481	486
前年との増減	2	▲1	▲12	4	0	16	1	5

※暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。

【警察部門】

対象・・・警察部門の一般職員

年度 人数（人）	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
職員数	366	366	366	366	366	366	366	366
前年との増減	▲3	0	0	0	0	0	0	0

※暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。

②会計年度任用職員（フルタイム）の職員数の推移は、次のとおりです。

年度 人数（人）	R2	R3	R4	R5	R6
知事部局	38	52	57	67	64
病院局	52	77	71	78	46
教育庁等	42	38	27	28	32
警察	1	1	15	12	15

※「教育庁等」とは、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を指す。

2 採用

(1) 新規採用の状況

職員の新規採用は、公平性・公正性の観点から競争試験によることを原則としており、大学卒業程度、短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度の職員採用試験並びに警察官採用試験を実施しています。

ただし、特別な専門知識を必要とするなど競争試験により難しい場合については、選考による新規採用を行っています。

新規採用の状況は、次のとおりです。

区 分		R5. 4. 1 付けの 新採用者数 (人)	R6. 4. 1 付けの 新採用者数 (人)	
競争試験 合計		258	243	
	大学卒業程度 計	126	122	
	行政	57	69	
	警察行政	2	1	
	病院運営	2	5	
	化学	5	1	
	心理	3	5	
	福祉	3	3	
	保健師	13	10	
	農学	10	8	
	畜産	3	2	
	林業	4	1	
	水産	2	0	
	総合土木	15	14	
	建築	4	2	
	設備	3	0	
	警察科学	-	1	
	大学卒業程度 (社会人枠) 計		9	11
		行政	3	4
		心理	0	0
		福祉	1	1
		保健師	2	1
		農学	0	1
		林業	0	1
	総合土木	3	2	
	建築	0	0	

	設備	0	1
	短期大学卒業程度 計	-	2
	栄養士	-	1
	司書	-	1
	高等学校卒業程度 計	39	38
	一般事務	7	2
	教育事務	19	23
	警察事務	7	6
	農学	-	2
	畜産	-	1
	林業	1	1
	総合土木	5	3
	警察官 計	84	70
	警察官 A (大学卒業程度)	43	33
	警察官 B (高等学校卒業程度)	41	37
	選考採用 合計	432	450
	教員	254	285
	医師	0	0
	獣医師	3	1
	看護師	46	43
	薬剤師	3	0
	障がい者	4	5
	任期付職員	99	101
	その他	23	15

(注) 国や他の自治体からの採用者、病院の医師など、新規採用とは異なる採用者は含まれていない。

(2) 障がい者の採用状況

障がい者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により全ての事業主は進んで雇入れに努めなければならないこととされています。

令和5年6月1日時点で、知事部局では86人の障がい者を任用し障がい者雇用率は2.93%（法定雇用率2.6%）、病院局では18人を任用し障がい者雇用率は1.99%（同2.6%）、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関では168人（県費負担教職員を含む。）を任用し障がい者雇用率は2.27%（同2.5%）、警察本部では13人を任用し障がい者雇用率は3.71%（同2.6%）という状況となっています。

(注) 1 法定雇用率：「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められた障がい者雇用率

2 県費負担教職員：県が給料等を負担する市町村立の小学校、中学校等の教職員

(3) 任期付職員の採用状況

公務の能率的運営を確保するため、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて採用しており、一般行政職を 91 人任用しています。

また、育児休業等を取得中の職員の業務を代替するため、教育部門において 72 人の職員を任用しています。(令和 6 年 4 月 1 日現在)

3 退職

(1) 退職者の状況

職員の退職には、定年に達した職員が退職する定年退職と、それ以外の退職（本人の自発的な意思に基づき退職する普通退職や再任用職員の任期満了による退職など）があります。

なお、令和 5 年 4 月から定年年齢が 2 年に 1 歳ずつ引き上がり、令和 13 年度に 65 歳となるため、引上げの期間中は、定年退職者のいない年が 1 年おきにあります。

令和 5 年度中の退職者の状況は、次のとおりです。

区 分		知 事 部局等	病院局	教育庁 等	警 察	計
退職者数 (人)		203	109	450	68	830
内 訳	定年退職者	1	2	0	0	3
	普通退職者 (60 歳退職者)	42	3	141	24	210
	その他の普通退職者など	160	104	309	44	617

- (注) 1 「知事部局等」とは、知事部局のほか、病院事業管理者、教育委員会及び警察本部長を除く任命権者の事務局（各種委員会等の事務局）を指す。
- 2 「教育庁等」とは、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を指し、この区分には、県費負担教職員（県が給料等を負担する市町村立の小学校、中学校等の教職員）を含めている。(以下同じ。)
- 3 知事部局等及び病院局の「定年退職者」とは、医師・歯科医師等で定年年齢以後、勤務延長を経て退職した職員を指す。

(2) 再任用の状況

令和5年4月から令和13年度までの段階的な定年年齢の引き上げ期間中の暫定的な措置として、定年後も65歳までフルタイム又は短時間勤務職員として再雇用される「暫定再任用」と、60歳到達後に一旦退職し、定年退職の年齢となるまでの期間、短時間勤務職員として再雇用される「定年前再任用」の2種類があります。

その任用状況は、次のとおりです。

区 分	R5. 4. 1時点の任用総数					R6. 4. 1時点の任用総数					
	知 事 部局等	病院局	教育庁 等	警 察	計	知 事 部局等	病院局	教育庁 等	警 察	計	
再任用者数（人）	218	43	687	92	1,040	162	29	50	70	311	
内 訳	フルタイム勤務 (暫定再任用)	192	39	684	92	1,007	150	24	45	70	289
	短時間勤務 (暫定再任用)	26	4	3	0	33	10	5	4	0	19
	短時間勤務 (定年前再任用)	-	-	-	-	-	2	0	1	0	3

(注) 「短時間勤務」とは、1週当たり19時間22分30秒の勤務を指す。